

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政 法人の名称	支出元独立行政法 人の法人番号	交付又は支出先法人名 称	契約の相手方の法人番 号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)		交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
											公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分
国土交通省	独立行政法人 鉄道建設・運 輸施設整備支 援機構	4020005004767	(公財)鉄道総合技 術研究所	3012405002559	鉄道技術開発費 補助金	151,690,777	—		令和8年4月21日	—	公財	国認定
国土交通省	独立行政法人 鉄道建設・運 輸施設整備支 援機構	4020005004767	(公社)土木学会	5011105004847	年会費 (特別会員1級B)	300,000	1口	300,000	令和8年5月25日	当該学会は、土木技術全 般に渡って他の機関にはな い調査研究や標準等の作 成を行っており、機構は鉄 道構造物の設計、施工等 の実施にあたり、それら成 果・情報を機関誌「土木学 会誌」や学術講演会、シン ポジウムを通じて得ること が必要なため。	公社	国認定
国土交通省	独立行政法人 鉄道建設・運 輸施設整備支 援機構	4020005004767	(公社)日本監査役 協会	3010005017481	年会費 (法人会員)	100,000	1名	100,000	令和8年5月25日	当該協会は、監査役の監 査方法等の調査研究等を 行っており、機構は監査業 務を行うにあたり、それら 成果・情報を定期刊行物や 講演会等を通じて得ること が必要なため。	公社	国認定

【記載要領】
(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。
(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。